

広島県高等学校美術連盟規約

第1章 名称および事務局

第1条（名称） 本連盟は、「広島県高等学校美術連盟」と称する。

第2条（事務局） 本連盟の事務局は、会長の定めた学校に置く。

第2章 目的

第3条（目的） 本連盟は、県内の高等学校及び特別支援学校の美術部を中心とした生徒の自主的な美術活動の振興を図り、情操豊かな人間性や、地域の文化に寄与しうる資質を育てることを目的とする。

（注）“生徒の自主的な美術活動”とは、部活動・同好会およびそれに準ずる活動であり、広義の美術活動である。

第3章 事業

第4条（事業） 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 広島県高等学校美術・工芸展およびデザインコンクールと絵画・彫刻コンクールの開催とそれに伴う鑑賞会・研究会・交流会などの諸行事。
2. 全国高等学校総合文化祭および県外行事への派遣事業。
3. 美術部の活動などに関する調査。
4. その他、本連盟の目的達成に必要な事業。

第4章 組織と構成

第5条（組織） 本連盟は、広島県高等学校文化連盟を構成する一部門であり、本連盟の趣旨に賛同して加盟する県内の高等学校および特別支援学校の美術活動を行う美術部・同好会などをもって組織する。

第6条（構成） 本連盟は、県内5地区の支部を持ち、これにより構成される。地区支部は広島、呉、尾三、福山・府中、三次の各地区とする。

第7条（事業部） 本連盟には、次に掲げる事業部を設ける。

1. 美術展事業部
2. コンクール事業部

3. その他、本連盟の目的達成に必要な事業部

第5章 役員

第8条（役員） 本連盟には、次の役員を置く。

1. （構成）本連盟の役員は、次の構成とする。

会長	1名	代表幹事	1名		
幹事	若干名	事務局長	1名		
事業部長	1名	事業部運営委員	各部若干名		
代議員	各校1名	会計	1名	監査	2名

2. （補佐の設置）特定する役員には、次に掲げる補佐を置くことができる。また、各事業部には会計を置くことができる。

副会長 副代表幹事 事務局次長 副事業部長

（注）補佐には、各当該役員を補佐し、当該役員に事故あるときは、その職務を代行する。

第9条（役員を選出） 本連盟の役員を選出は、次の方法による。

1. 会長は、幹事会の推薦により代議員会において選出する。
2. 幹事は、第6条に定める県内5地区の代議員の互選によって選出された支部代表者をあてる。ただし、代議員会の承認を受けることが必要である。
3. 代表幹事・事務局長・会計・監査については、幹事会で互選し、会長がこれを委嘱する。このことを代議員会に報告する。
4. 各事業部長は、幹事会が選出し、代議員会の承認を受ける。
5. 代議員は、加盟校の部活動顧問、または、美術活動の指導責任者をあてる。
6. 補佐の選出は、幹事会で審議し、会長が委嘱する。また代議員会に報告する。

第10条（役員の任期） 本連盟の役員の任期は、広島県高等学校文化連盟規約に準じ2年間とする。ただし、再任を妨げない。

第11条（役員の任務） 本連盟の役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。また、広島県高等学校文化連盟の専門部長の任にあたる。
2. 代表幹事は、会長の命を受け、幹事会を代表して会務を運営する。また、広島県高等学校文化連盟の専門副部長の任にあたる。

3. 幹事は、本連盟の目的達成に必要な事項について、企画し運営に当たる。
4. 事務局長は、会長の命を受け会務運営の事務処理をする。また、広島県高等学校文化連盟の専門副部長の任にあたる。
5. 事業部長は、各事業部を統括し運営する。
6. 事業部運営委員は、各事業の運営にあたる。
7. 代議員は、加盟校を代表する。
8. 監査は、本連盟の会計事務を監査し、その結果を代議員会に報告する。
9. 会計は、事務局長の命を受け、本連盟の会計事務を遂行する。

第6章 顧問及び参与等

第12条（顧問参与等）本連盟に、顧問・参与及び常任幹事を置くことができる。各々幹事会の推薦を得て、これを会長が委嘱し、代議員会に報告する。

第6章 会 議

第13条（会 議）本連盟は、次に掲げる会議を行う。

- ① 代議員会
- ② 幹事会
- ③ 事業部運営委員会
- ④ その他

第14条（代議員会）本連盟の代議員会は、次のように行う。

1. 代議員会は、代議員を持って構成し、毎年1回以上会長がこれを招集する。
2. 代議員会は、次に掲げる事項について審議決定する。
 - ① 本規約の改正並びに廃止に関する事。
 - ② 本規約第8条に規定する役員を選出に関する事。
 - ③ 事業計画・事業報告並びに予算・決算の承認に関する事。
 - ④ 会務の重要事項に関する事。

第15条（幹事会）本連盟の幹事会は、次のように行う。

1. 幹事会は、幹事を持って構成し、毎年2回以上会長がこれを招集する。
2. 幹事会は、必要に応じて各事業部関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
3. 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。
 - ① 代議員会に提出する議案に関する事。
 - ② 代議員会の議決事項の執行に関する事。
 - ③ 本規約第12条規定する事項に関する事。
 - ④ 会務の緊急事項に関する事。

⑤ その他、本連盟全体の運営に関すること。

第16条（事業部運営委員会）本連盟の事業部運営委員会は、次による行う。

1. 事業部運営委員会は、事業部運営委員で構成し、必要に応じて開催される。事業部長の申し出により、会長がこれを招集する。
2. 各事業部長は、審議内容によって、幹事・事務局長・会計などの出席を求めることができる。
3. 事業部運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - ①事業の年間計画に関すること。
 - ②事業の予算に関すること。
 - ③事業の業務内容および任務分担に関すること。
 - ④幹事会・事務局等への要望に関すること。
 - ⑤その他、事業の遂行に関すること。

第17条（会議の成立）本連盟の会議は、委任状を含め、構成員の半数以上の出席により成立する。また議決は過半数でこれを決する。

第7章 事務局

第18条（事務局員）本連盟の庶務・会計・その他の事務を処理するため、事務局に次の役員を置く。

①事務局長 1名 ②会計 1名 ③事務局次長 若干名

第19条（事務局の任期）本連盟の事務局長及び会計の任期は概ね3年から5年とする。

第8章 会計

第20条（会計）本連盟の会計は、次の規定により行う。

1. （経費）本連盟の経費は、次の収入をもってあてる。
 - ①会費 ②負担金・補助金および委託金 ③寄付金 ④広告料 ⑤事業収入
 - ⑥その他
2. （会費）本連盟の会費は、学校単位年間額3,000円とし、原則として、当該年度の5月31日までに納入する。ただし、年度の途中で加盟した学校は、30日以内に納入するものとする。
3. （会計年度）本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第9章 雑 則

第21条（細 則）本規約の実施に必要な諸規定については、幹事会にはかり、代議員会の承認を得て、別に定めることができる。